

霧島茶イメージキャラクター「茶ノミコトくん」の使用に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、霧島茶イメージキャラクター「茶ノミコトくん」(以下「キャラクター」という。)を使用する場合の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(キャラクターに関する権利)

第2条 キャラクターに関する著作権や使用の許可に係る一切の権利は、霧島市(以下「市」という。)に属する。

(定義)

第3条 この規程において「キャラクター」とは、キャラクターのデザイン(着ぐるみは含まない。)のことを言い、その原型は、別紙のとおりとする。

(使用の原則)

第4条 キャラクターを使用しようとするものは、原則として、第6条の規定による使用の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (2) 霧島市茶業振興会が霧島茶のPRに使用する場合
- (3) その他霧島市長(以下「市長」という。)が適当と認める場合

2 キャラクターの使用期間は、2年間とする。

(使用の申請)

第5条 キャラクターの使用の許可を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、霧島茶イメージキャラクター「茶ノミコトくん」使用申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、市長が必要と認める書類を添付させるものとする。

3 前条第1項ただし書きの規程の適用を受けるものは、事前に第16条の事務の担当課へキャラクターを使用する旨を届け出なければならない。

(使用の許可)

第6条 市長は、前条第1項に規定する申請書を受理し、当該申請書等の書類の審査によりこれを適当であると認めるときは、使用の許可をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、キャラクターの適正な使用のために必要があると認めるときは、必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項の使用の許可を行ったときは、霧島茶イメージキャラクター「茶ノミコトくん」使用許可通知書(様式第2号。以下「許可書」という。)により、その許可の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を申請者へ通知するものとする。

(使用許可の制限)

第7条 市長は、キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を行わない

ものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反すると認められる場合
 - (2) 市及び霧島茶の信用又は品位を害すると認められる場合
 - (3) 第三者の利益を害すると認められる場合
 - (4) 申請者が、特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
 - (5) キャラクターの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
 - (6) キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
 - (7) キャラクターの著しい改変やその他の理由によりキャラクターの使用が適当でないと認められる場合
 - (8) その他市長が不適切と判断した場合
- 2 市長は、前項の規定により使用の許可を行わなかったときは、霧島茶イメージキャラクター「茶ノミコトくん」使用不許可通知書（様式第3号）により、申請書に対しその旨を通知する。

（使用料）

第8条 キャラクターの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

- 第9条 第6条第1項の規定による使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 許可された使用目的のみに使用すること。
 - (2) 許可を受けて作成した成果物（以下「許可物件」という。）を完成後速やかに提出すること。なお、提出が困難なものについては、完成写真等の提出をもってこれに代えることができる。
 - (3) 許可を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
 - (4) 許可物件には、許可書に定める許可番号を明示すること。
 - (5) 信義を重んじ、善良な使用者の注意をもって使用すること。

（許可内容の変更等）

- 第10条 使用者が許可を受けた内容について、追加又は変更（使用期間の延長も含む。）を行おうとする場合は、あらかじめ霧島茶イメージキャラクター「茶ノミコトくん」使用変更申請書（様式第4号。以下「変更申請書」という。）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する変更申請書の提出があった場合において、その内容を許可したとき、又は許可しなかったときは、霧島茶イメージキャラクター「茶ノミコトくん」変更使用許可通知書（様式第5号）、又は霧島茶イメージキャラクター「茶ノミコトくん」変更使用不許可通知書（様式第6号）により、当該変更申請をした使用者に通知するものとする。

（許可の取消し等）

- 第11条 市長は、キャラクターの使用を許可した後において、次の各号のいずれかに該当する事案が生じた場合は、使用の許可を取り消すものとする。
- (1) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたことが判明した場合
 - (2) 使用の許可の内容及びこれに付した条件に違反した場合
 - (3) 第7条第1項のいずれかに該当するに至った場合

- (4) その他キャラクターの使用継続が不相当であると認められた場合
- 2 市長は、前項の処分をしたときは、霧島茶イメージキャラクター「茶ノミコトくん」使用許可取消通知書（様式第7号）により速やかにその旨を使用者に通知するものとする。
 - 3 前項の通知を受けた使用者は、当該取消の日から許可物件を使用することができないものとする。
 - 4 市長は、使用者に対し、許可物件の回収その他の措置を命ずることができるものとする。

(使用状況の報告等)

第12条 市長は、使用者にキャラクターの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占性等)

第13条 この規程による使用の許可は、使用者に対し、キャラクターを自己の商標とし、又はこれを意匠するなど独占してキャラクターを使用する権利を付与し、且つ、許可物件、使用者等について市の推奨を行うものではない。

(損失補償等の責任)

- 第14条 市は、キャラクターの使用を許可したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 2 使用者は、許可物件等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い処理するものとする。
 - 3 使用者は、キャラクターの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。
 - 4 使用者は、第11条第1項の規程による許可の取消しを受けた場合において損害が生じても、市にその損害賠償を請求しないものとする。

(情報の公開)

第15条 市長は、キャラクターの使用の許可、又は取消しの状況等について、その情報を公開することができる。

(事務)

第16条 この規程に関する事務は、霧島市農林水産部農政畜産課が行う。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年12月3日から適用する。